

いじめ防止基本方針

柏市立柏第三小学校



柏市立柏第三小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日制定
令和 7 年 6 月 改訂

1. 定義・基本理念

(1) 定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と『一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)』であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの』をいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及びほかの児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2. 組織

(1) 生徒指導部会

毎月1回の部会には、管理職及び生徒指導主任、教育相談コーディネーター(担当)、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童の状況についての情報交換をする。年間計画、いじめアンケート(なかよしアンケート)等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援委員会

特別支援教育コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策会議

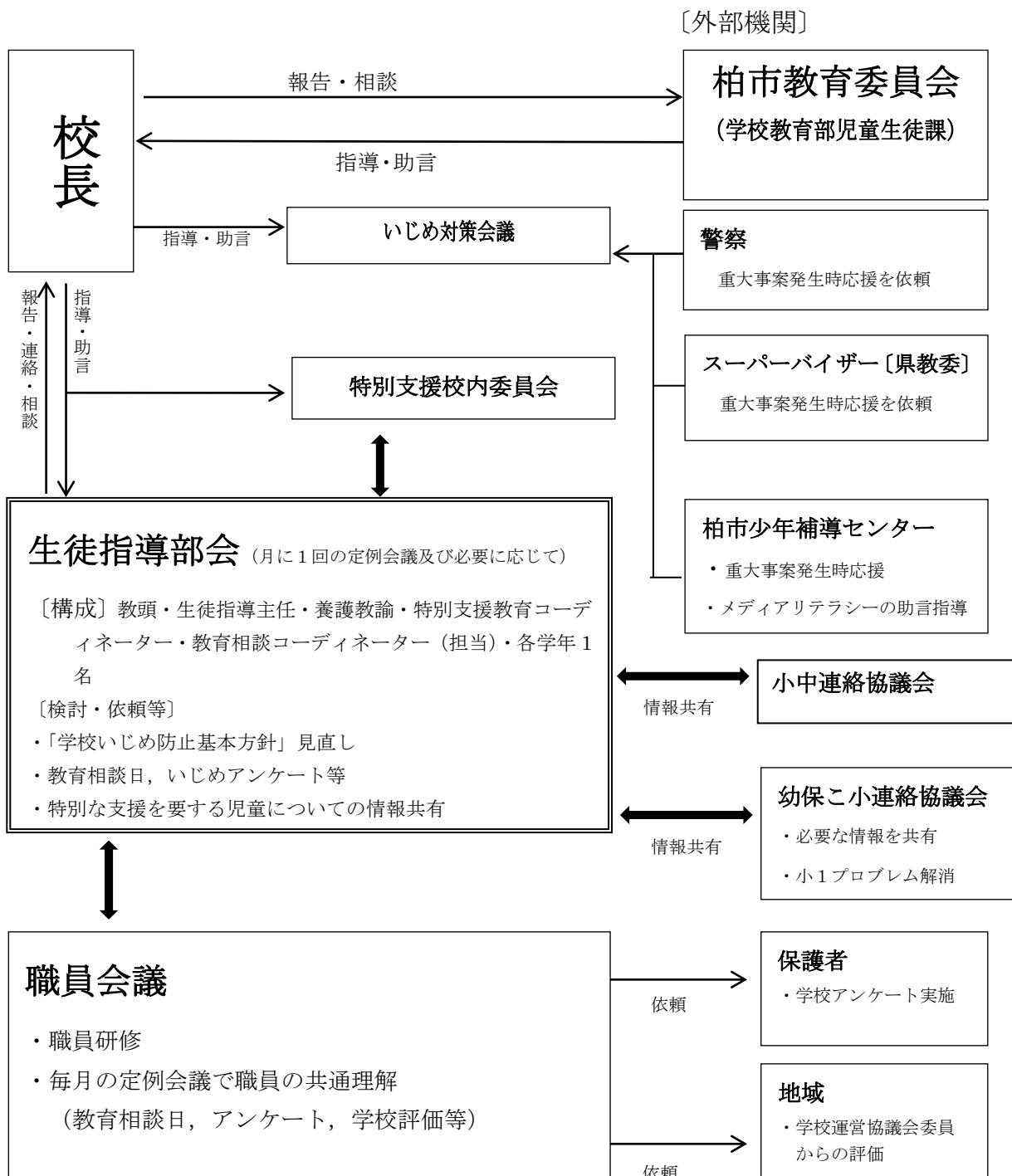
毎月1回の生徒指導部会時に、管理職及び生徒指導主任、教育相談コーディネーター(担当)、各学年の代表者が参集し、各学年のいじめの状況についての情報交換をする。重大ないじめの状況が確認された(又は認知された)際は、臨時的にも設置される。解決までの中核的な役割を担う。構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、教育相談コーディネーター(担当)、該当学年主任担任及び関係職員等とする。

(5) 外部機関

事案によっては、学級経営アドバイザーの派遣、スクールサポーターなどの配置をすることにより、安心して学校生活を送れるようにする。

【校内指導体制】

【組織図】



3. いじめの未然防止のための取り組み

「やってみよう,つながろう」を掲げ,児童同士のつながり,児童と教員のつながり,保護者と教員のつながりなどの人のつながりを大切にして,児童がより良い学校生活を送れるようにする。また児童の主体性を活かした授業づくりを行い,教科指導を通して,児童理解・居場所づくりと自己存在感・学級集団づくりを日々意識しながら,児童に寄り添って「いじめをさせない,しない,傍観しない」という日々の指導に役立てるものとする。

- ① あいさつ運動・掃除(黙動)・たてわり活動(なかよし遊び)を通した人間関係作り
- ② 児童の主体性を活かした「わかる授業」づくり
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 情報モラル教育の推進
- ⑤ いじめ防止,児童理解について教職員研修を充実する。
- ⑥ いじめの定義,学校の基本方針,保護者の役割及び責務について,学級懇談会,学校だより,ホームページ等による周知,啓発する。
- ⑦ 外国にルーツのある児童生徒の対応・人権の配慮対応
- ⑧ 児童理解のための教育相談を充実する。

(教育相談週間・相談ポスト・なかよしアンケート・学校生活アンケート等)

4. いじめの早期発見に対する取り組み

(1) 日常観察と情報提供・情報収集

学校生活のあらゆる場面(昼休み等の授業時間以外も)で児童を観察し,変化には迅速な対応ができるよう心がける。また,一人の児童を全職員で見ていくことを共通理解し,情報提供・情報収集に努める。

(2) 教育相談週間

生活相談アンケート,学期1回の学校アンケートを実施する。また,アンケートから得られた情報をもとに,該当児童に対して,教育相談を実施し,いじめの早期発見,早期対応,早期解決に努める。この時,児童が率直にいじめの相談ができるよう,記載内容が他の児童の目に触れないようにする等配慮する。

(3) なかよしアンケート

各学期に実施している「なかよしアンケート」により,いじめの状況を把握する。ささいなことでも積極的に認知し,児童の困り感を解消するために丁寧な指導を行う。また,いじめられていないとの回答に安心せず,他の児童からの情報や担任側の観察等も大切にしていく。なお,アンケート等の保存期間は,児童や保護者から,長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ,国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り,指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

(4) 相談ポスト

相談ポスト(教育相談担当が定期的にポストを確認)により,いつでも担任以外でも希望する職員に相談できるようになる。投稿された相談案件については,教育相談担当や管理職が速やかに対応する。

(5) STANDBY アプリを導入し,いつでも専門機関に直接いじめ等の報告・相談できるようにする。

5. いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめを認知した場合には,その旨を管理職に報告する。管理職は事実確認をする旨,指示する。
- (2) 被害児童からの聴取内容に基づき,加害児童への事情聴取を行う。この場合も,児童の人権に配慮し,慎重にを行う。
- (3) 必要に応じて,アンケート調査を行う。
- (4) 被害児童,加害児童双方から得た聴取内容,アンケート調査結果をもとに,いじめ対策委員会により,対応策について協議する。

(5)管理職の指示により,いじめ被害児童の保護者にいじめ認知の事実を知らせる。この時,徹底して守り抜くことを本人,保護者に伝えるとともに,学校の対応について詳細に説明する。

(6)いじめ加害者の保護者に,いじめの認知を知らせ,その解決についての学校の対応の説明と,協力の依頼を行う。

(7)被害児童,加害児童だけでなく,学級または関係の児童集団(部活等)に対して,いじめの根絶に対する指導を行うとともに,思いやりのあるやさしい心を育てるよう,児童の心に響く教材を使用した道徳の時間の実施等を活用して,望ましいコミュニケーション構築を図る。

(8)解消された案件でも事後3か月は,細心の注意を払いながら継続して対応する。

6. いじめの相談・通報体制について

※ 学校の相談窓口 04-7167-3161 教頭 養護教諭 スクールカウンセラー

柏市教育委員会の相談窓口一覧

相談窓口名称	内容	主催	電話番号	受付時間	その他
やまびこ電話柏	未成年のお子さん,保護者の方を対象に,学校,友人関係,家庭に関するについて,電話相談を行っています。	少年補導センター	04-7166-8181	午後1時 ～ 午後7時	平日 対応
少年補導センター 電話相談	青少年の問題行動(非行など)で悩みを持つ保護者の方や教員を対象に,電話や面接による相談を受け付けています。	少年補導センター	04-7164-7571	午前9時 ～ 午後5時	平日 対応
幼児教育・ 学校教育相談	幼児・小学生・中学生の学業,不登校,交友関係,親子関係,発達に関するについて,面接相談,電話相談を行っています。	児童生徒課	04-7131-6671 (受付・予約) 04-7131-6615 (電話相談)	午前9時15分 ～ 午後3時45分	平日 対応
教育支援センター きぼうの園			「きぼうの園」 04-7133-9400	午前9時～ 午後4時	平日 対応
教育支援センター (豊四季台,増尾台,大津ヶ丘,柏たなかの4カ所)	小学生・中学生を対象とした不登校支援として,学習指導や基本的生活習慣の改善のための相談などを行っています。	児童生徒課	教育支援センター 増尾台 04-7175-7755 教育支援センター 柏たなか 04-7131-5571 教育支援センター 豊四季台 04-7143-7724 教育支援センター 大津ヶ丘 04-7191-3366	午前9時 ～ 午後4時	平日 対応

千葉県の相談窓口一覧

相談窓名称	主催	電話番号	受付時間	その他
東葛飾教育相談室	千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	047-364-1200	電話相談 午前9時～午後5時 来所相談 午前9時～午後5時 要電話予約	毎週月～金曜日 (祝祭日を除く)
子どもと親の サポートセンター教育相談	千葉県教育委員会子 どもと親のサポート センター	電話相談 0120-415-446	午前8時30分 ～ 午後5時15分 いじめ相談は24時間受付	平日対応 千葉県内から電話
		来所相談 0120-415-446	予約受付 午前8時30分 ～ 午後4時30分	平日対応 千葉県内から電話
		メール相談	saposoudan@ chiba-c.ed.jp	メール相談には必ず 件名に「相談」と記入
ヤングテレホン 及び面接相談	千葉県警察 少年センター	0120-783-497	電話相談 午前9時00分 ～ 午後5時 来所相談 午前8時30分 ～ 午後5時30分 要電話予約	毎週月曜日 ～ 金曜日 (祝祭日を除く)
千葉いのちの電話	千葉いのちの電話 事務局	043-227-3900	電話相談 24時間対応	年中無休
悩み電話相談室	NPO 法人教育支援 三アイの会	04-7162-2130	電話相談	午前10時～ 午後4時(平日) 午前10時～ 午後0時30分(土曜日)

7. いじめの指導について

いじめの事実関係を聴取する場合には、当事者の精神状態、性別、関係児童の人数、発達段階、聴取時間、聴取場所に留意する。また、聴取方法は、児童の人権に配慮し、適切に行うものとし、いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

(1) 被害児童について

- ・保護者や関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラーの活用も含め、被害者のケアを第一に、当該児童を支援する体制を整える。
- ・被害児童の状況に応じて、学習場所を変えたり、学校にいる時間を弾力的にしたりして、徐々に正常な学校生活が送れるようにしていく。
- ・いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター等の関係機関に、いじめを受けた児童の学びの場の確保を行う。

(2) 加害児童について

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- ・いじめ再発の芽がある場合は、即刻指導し、再発を防止する。また、被害児童が加害児童を非常に恐れている場合など、被害児童と接触しないように活動場所を制限する。
- ・懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。その際は、保護者に目的等を知らせ、理解を得るようにする。

(3) 傍観・観衆児童について

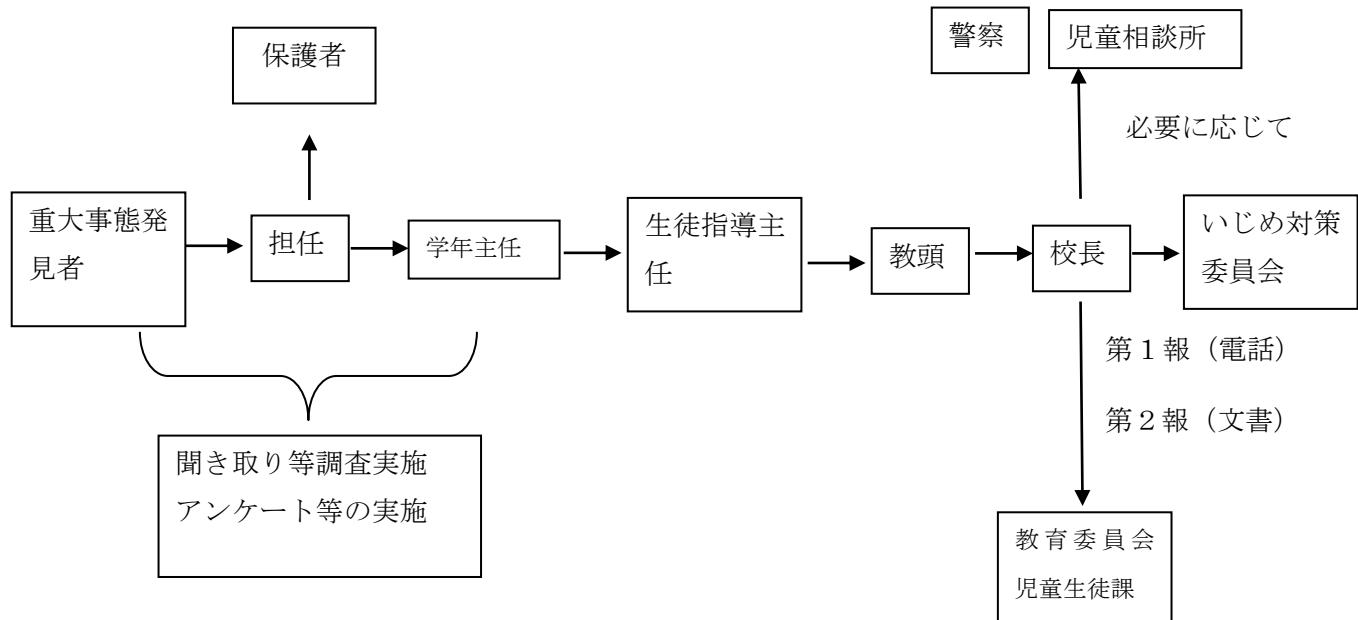
- ・いじめに直接関わった、加害児童及び被害児童に対する指導だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしていたりした児童、助けられたのに助けなかった児童、相談できたのに相談しなかった児童に対して、いじめを隠したり、はやし立てたり、傍観したりすることもいじめを助長する行為であることを指導する。

8. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の基準(「いじめ防止対策推進法28条」)

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産の重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。(児童の自殺,身体に重大な障害を負った,金品等の重大な被害,精神性の疾患を発症した,転学等を余儀なくされた等)
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)を欠席することを余儀なくされている疑いがある認めるとき。
- ③保護者から,重大事態の発生があった旨の訴えがあったとき。

(2) 重大事態発生時の連絡経路



【重大事態発生後の対応のおおまかな流れ】

- ① 重大事態発生状況の報告
- ② 校長の判断により関係機関等の連携
- ③ 教育委員会児童生徒課への第1報
- ④ 詳細な状況報告
- ⑤ いじめ対策委員会での対応策検討
- ⑥ 対応策実施
(これ以降,教育委員会に隨時文書により報告)
- ⑦ 結果検証,効果検証(いじめ対策委員会)
- ⑧ 場合により,再度の対策の実施
- ⑨ 教育委員会児童生徒課に結果等の報告

柏教育委員会児童生徒課 7191-7210
千葉県柏児童相談所柏末広支所 7131-7175
柏警察署 7148-0110

9. 公表, 点検, 評価等について

- (1)基本方針は,学校ホームページで公開する。
- (2)いじめに関する調査(なかよしアンケート)を実施するとともに,いじめの種別,年齢,性別,原因,背景等について分析する。その分析より,いじめ基本方針の内容の正当性,効果を点検する。
- (3)基本方針は,内部評価及び学校関係者評価により評価し,改善していく。